

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- ・グローバルでの生産活動に対応するために、グローバルに取引先とのパートナーシップを築き、相互の信頼、研鑽、協力のもと、求められる機能・価値を創造してまいります。
- ・ITを最大限活用し、注文情報の共有や有事の際における災害状況の把握等を迅速に行うことで、サプライチェーン全体での効率化を図ってまいります。
- ・自社における健康経営の実践とともに、取引先に対する健康経営の支援を広く行ってまいります。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

グローバルホットラインを設置し、私たちの行為が、法令・規則、取引先との契約、パナソニックの行動基準、あるいは調達の行動規範に違反が生じている、または、生じようとしている疑いのある場合は、取引先から通報頂く仕組みを用意しています。

2025年1月20日

(2025年4月1日 代表者変更による更新)

(2026年4月1日 社名変更による更新)

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

パナソニック デジタル株式会社

企業名

代表取締役 社長執行役員 阿部 裕

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。